

FNo.0・4・2(甲)

平成26年7月24日

渋沢丘陵を考える会 代表 日置乃武子 様  
秦野の自然と環境を守る会 代表 山本とし子 様  
秦野のホテルを守る会 会長 吉田嗣郎 様  
丹沢・未来プロジェクト 代表 小嶋伸 様

秦野市長 古谷 義



渋沢地区巨大霊園建設の手続き上の諸問題と開発許可差し止めについて(回答)

本年6月13日に提出された標記の件について、次のとおり回答いたします。

1 「手続き上の諸問題」として指摘されている7項目について

(1) 「用地買収・計画推進は株式会社、市は容認」について

市内において、墓地、納骨堂又は火葬場を経営しようとする場合は、墓地、埋葬等に関する法律第10条の規定により、秦野市墓地等の経営の許可に関する条例(以下「条例」という。)に基づく秦野市長の許可が必要となります。

条例では、墓地等の経営主体は、地方公共団体、宗教法人、墓地等の経営を目的とする公益社団法人又は公益財団法人と規定しています。

経営の許可に当たりましては、条例の規定に基づき審査し、併せて、墓地経営・管理の指針等について(平成12年12月6日生衛発1764号厚生省生活衛生局長通知。以下「指針等」という。)を参考に、許可又は不許可の審査をします。

「用地買収・計画推進は株式会社」という指摘についてですが、(財)相模メモリアルパークは、理事会において民間企業に用地取得を委託することを決定し、平成7年に湘南造園(株)との間で契約を交わしました。同社は、この契約に基づき用地の先行取得を行ったものであり、あくまでも、事業主体については当初から現在まで財団法人です。

また、「市職員が、株式会社の行った説明会等にオブザーバーとして参加した。」との指摘については、地元が組織した霊園事業の研究会や「峠地区霊園建設対策委員会」に、地元の要請を受けて参加したものです。

(2) 「金銭による利益提供の申し出」について

本市が回答する内容はありません。

(3) 「湘南造園と公益法人は一心同体の利益共同体」について

(1)のとおり、(財)相模メモリアルパークは、湘南造園(株)に用地取得を委託することを決定し、契約を交わしました。同社は、この契約に基づき用地の先行取得を行ったものであり、あくまでも、事業主体については当初から現在まで財団法人です。

(4) 「不公正な市の「墓地アンケート」」について

平成17年3月に実施した墓地アンケートについては、当時の総合計画2010プラン第Ⅱ期基本計画で「市民の墓地需要を考慮した公益法人等による霊園(公園墓地)建設の促進」を掲げていることから、公営墓地の建設は市の施策と整合するものではないため、設問に含まなかったものであり、意図的な誘導設問としたものではありません。

なお、「このアンケートを根拠とした事業者による墓地需要の試算を市が追認した。」との指摘については、墓地需要の推計は、本市が独自に行ったものです。

(5) 「県の圧力で歪められた庁議、ブレインヒル構想と法規に違反」について

平成20年10月8日に開催した土地利用委員会の会議録に「土地利用調整条例の対象案件であるが、県は、市の方針が決まらない段階では、指導できない。」と記載があり、また、同年11月12日に開催した土地利用委員会の会議録に「県は、市が認めなければ門前払いだ。」との記載があり、この表現について、このたび検証を行ったところ、次の内容を汲み取り表現したものでした。

その内容は、「神奈川県土地利用調整条例の手続において、県から本市に霊園建設に係る意見照会がされますが、本市がこの照会に回答できる時期

は、本市と事業者の事前協議において、関係法令の基準等に適合する見込みが確認できたときであり、その前に県から照会がなされても、本市は回答することはできない。」というものです。

また、「市の承認を求める県の圧力がいかに強かったかを伺わせるもの」との見解を示されていますが、そのような圧力はありません。

霊園建設を承認したことについては、ブレインヒル構想の趣旨を踏まえて、本計画地が土地の保全を原則としますが、計画ごとに個別に判断するエリアであることから、総合計画上の位置づけや地域の意向、自然環境等への配慮、地域振興等を総合的に判断したものです。

なお、「開発に際しての主要道路は、二つ以上の幹線道路に接続する。」、「自然環境を配慮し、現在の地形に沿った土地利用を基本とする。」、「土地利用に際しては、自然緑地等の比率を50%以上とする。」こと等に違反するとの指摘ですが、これらは、法的整備基準ではなく、市と事業者が協議するうえでの同構想上の誘導水準であり、計画に反映されていないことが違反となるものではありません。

(6) 「市が条例違反、「まちづくり審議会」を設置せず」について

秦野市まちづくり審議会は、平成12年7月から5期にわたり設置してきましたが、平成23年7月29日の委員任期満了後は、諮問すべき案件が生じていないため、新たな委嘱をしていません。

諮問事項が生じたときには、速やかに審議会委員を委嘱して、諮問に応じて審議できるようになっていれば、条例に違反しているということはないと考えています。

秦野市まちづくり条例第25条第4項の規定上、特定環境創出行為について、本市の施策との調和を図るため、市として必要な助言又は指導を行うことができることになっています。

このとき、事業者と市との協議の内容として事業者と合意が取れない場合等において、市の指導内容が社会通念上妥当であるか否かを客観的に判断していただくため、必要に応じてまちづくり審議会の意見を聴くことができることとしています。

この霊園建設については、法令等に基づく手続等の調整が図られていたため、手続規定をベースとしたまちづくり条例に基づくまちづくり審議会

に意見を求めませんでした。

(7) 「市は実効性のある環境保全策をとらなかった」について

\* 項目5中の「秦野市緑の基本計画」に係る部分及び項目6中の「環境審議会にも諮らなかったのも大きな問題」と指摘されたことを含めて回答します。

渋沢丘陵は、国が選定した里地里山保全再生モデル事業地域にあり、里地里山のボランティア団体等により散策路の整備や除伐、下草刈りといった林内整備等が行われています。また、渋沢ふれあいの里、峠地区の湧水地及び千村地区の谷戸を秦野市みどり条例に基づく「生き物の里」に指定し、地元自治会、地権者等で構成する管理運営協議会により、多様な生物の生息空間として整備される等、継続的な保全再生活動が実施されており、市もこれらの活動の支援を行っています。

緑の基本計画におきましては、緑地の保全及び緑化推進のための施策の中で、民有地の緑化に対する取り組みのひとつとして、「傾斜地や丘陵地における開発行為に対しては、景観の保全の観点からも、地域の特性に応じて高い割合の緑地を残せるよう、設計段階から保全計画を取り入れ、また、施工方法にも配慮を行い、緑地保全型の開発となるよう誘導します。」としています。計画では、計画地を含む約750ヘクタールの渋沢丘陵を渋沢丘陵保全配慮地区として指定しています。この保全配慮地区に指定されていることを重要視し、事業が与える環境への影響等について事業者、神奈川県環境影響評価条例を参考にした手法を用いた調査を実施させ、自然環境保全のための調査、予測、評価を実施するとともに、影響を最小限に抑えるための対策を講じるよう指導してきました。

また、本市では、自然環境の専門家5名に依頼し、専門的な立場から事業内容及び県環境影響評価条例を参考にした手法を用いた調査書の確認をお願いするとともに、意見を求め、取りまとめたものの対応について事業者へ回答を求めました。さらに、この回答に対し、再度、専門家の意見を聴き、再意見に対し事業者へ回答を求めています。これもこの地域の緑地の重要性を認識し、自然環境に及ぼす影響を最小限に抑えるために求めたものであり、この回答を基に今日まで指導を行ってきた経過があることから、秦野市環境審議会へ諮ることはしませんでした。

今後も、事業者に対し、環境への影響を確認するため、継続的なモニタリング調査を実施するとともに、秦野市まちづくり条例に基づき、環境への配慮事項について具体的な対応策を事業計画に反映し、この事業が貴重な自然や動植物等、自然環境に及ぼす影響を最小限に抑えるため、最大限の対策を講じるよう指導していきます。

## 2 「開発許可差し止め」及び「第三者機関の設置」について

開発許可については、都市計画法第33条第1項において、「開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準（第4項及び第5項の条例が定められているときは、当該条例で定める制限を含む。）に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。」と規定されています。

また、手続規定をベースとした秦野市まちづくり条例に基づき、特定環境創出行為計画書の公告・縦覧、意見書・見解書の縦覧、公聴会の開催等の手続を実施しました。事業者との間で事前協議を十分に重ねてきており、特に、自然環境への配慮としては、神奈川県環境影響評価条例を参考にした手法を用いた調査を指導し、自然環境保全のための調査、予測、評価を実施させるとともに、影響を最小限に抑えるための対策を講じるよう誘導してきたことから、第三者機関を設置する必要性はありません。

事務担当は、企画課企画政策班です。

電話 0463(82)5101

陳情・要望については、広聴相談課です。

電話 0463(82)5128